

各 位

会 社 名 BBDイニシアティブ株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 グループ CEO 稲葉雄一
 (コード番号 5259 東証グロース)
 問 合 せ 先 取締役 グループ CFO 佐藤幸恵
 (TEL 03-5405-8120)

第三者割当による第1回及び第2回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年3月27日開催の取締役会において決議した第三者割当の方法による第1回及び第2回新株予約権（以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、発行価額の総額（2,194,400円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2024年3月27日公表の「第三者割当による第1回及び第2回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2024年4月12日
(2) 発行新株予約権数	8,440個 第1回新株予約権 4,220個 第2回新株予約権 4,220個
(3) 発行価額	総額 2,194,400円 (第1回新株予約権1個当たり441円、第2回新株予約権1個当たり79円)
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：844,000株（新株予約権1個につき100株） 第1回新株予約権 422,000株 第2回新株予約権 422,000株 本新株予約権について上限行使価額はありません。 第1回新株予約権の下限行使価額は573円、第2回新株予約権の下限行使価額は573円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は計844,000株です。
(5) 資金調達額	875,518,400円（差引手取概算額）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第1回新株予約権 955円 第2回新株予約権 1,137円

第1回新株予約権の行使価額は、2024年3月27日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）となります。

また、第2回新株予約権の行使価額は、当初1,137円とします。

但し、2024年10月13日以降、行使価額の修正を当社取締役会が決議した場合は、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の行使価額は、①当該取締役会の決議を行った日（以下、「決議日」といいます。）の直前取引日（同日に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値がない場合には、その直前の終値のある取引日を行います。以下同じです。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が(i)第1回目の決議日において、第1回新株予約権については955円、第2回新株予約権については1,137円よりも高い場合、(ii)第2回目以降の決議日においてはその直前の決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。）に修正された金額よりも高い場合、決議日の翌取引日から起算して21取引日目の日（以下、「上方修正日」といいます。）に、②決議日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が(i)第1回目の決議日において、第1回新株予約権については955円、第2回新株予約権については1,137円以下の場合、(ii)第2回目以降の決議日においてはその直前の決議日の直前取引日における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に修正された金額以下の場合、決議日の翌取引日（以下、「下方修正日」といい、上方修正日と下方修正日を個別に又は総称して「修正日」といいます。）に、決議日の直前取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。）に修正されます。但し、かかる算出の結果得られた金額が573円（以下、「下限行使価額」といいます。）を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とします。また、当該取締役決議より6ヶ月が経過する度に、当社取締役会による修正決議ができるものとなっております。

なお、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6ヶ月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできません。当社が一方回号の本新株予約権の行使価額を修正する旨の決議を行った場合には、他回号の本新株予約権の行使価額の修正は6ヶ月以上経過してからでないと行うことはできません。また、第1回新株予約権と第2回新株予約権の行使価額を修正する旨の決議を同日に行う場合には、当該

	決議日から6ヶ月以上経過後に、再度の行使価額の修正決議を行うことができます。そのため、本新株予約権は東京証券取引所の定める有価証券上場規程第410条第1項に規定されるMSCB等には該当しません。
(7) 募集又は割当法方法（割当先）	第三者割当の方法により、第1回新株予約権及び第2回新株予約権ともグロース・キャピタル株式会社に各々4,220個を割当てします。
(8) その他	<p>① 本新株予約権の取得</p> <p>当社は本新株予約権の割当日から2年を経過した日以降いつでも取締役会により新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得日の通知を当該取得日2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とされています。</p> <p>③ その他</p> <p>前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。</p>

注. 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上